

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和4年1月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 13名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一            2番 黒澤 ちよ子            3番 高橋 誠一  
4番 峠田 一徳            5番 浅野 厚司            6番 渡部 基司  
7番 本間 仁一            8番 安達 芳紀            9番 佐藤 一志  
10番 小野 博            11番 渡沢 寿            12番 伊藤 圭一  
13番 鈴木 正徳
3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 安部 浩二  
同 上 事務局 長 補 佐 山内 美穂  
同 上 農地係 長 嶋貫 信一郎
4. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第 1号 南陽市認定農業者の認定について  
日程第5 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第6 議第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第7 議第 2号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について  
日程第8 議第 3号 南陽の農業の振興に関する計画（南陽27号振興計画）に係る定期的な検証に対する意見決定について

(開会：ときに午後1時30分)

6. 会議の要領  
議長（高橋会長）

令和4年1月18日付け南農委告示第1号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は13名全員であります。

よって過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立いたしますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

10番小野博委員、13番鈴木正徳委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 10番 小野 博 委員  
13番 鈴木 正徳 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告」につきましては、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第1号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、報第1号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年1月4日付け農第894号で、南陽市長から本委員会に対し、令和4年1月1日付けで7件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第1号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、報第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が2件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第2号について、ご説明申し上げます。  
議案書は3ページをご覧ください。  
1番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外3筆 田が124㎡ 畑が698㎡ 合計822㎡を、所有権移転するため、合意解約するものです。  
2番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 935㎡を、賃借人の都合により、合意解約するものです。以上です。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第2号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転5件、賃借権1件、合計6件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第1号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページと5ページになります。はじめに、4ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 561㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外4筆 田が124㎡ 畑が837㎡ 合計961㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外3筆 田が1,318㎡ 畑が663㎡ 合計1,981㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

なお、今回の申請につきまして、■■■■の農地取得に関しましては農地法施行令第2条第1項のハ、及び農地法施行規則第16条により、許可を得ることができるものとなっております。

4番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 1,358㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

5番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 73㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、5ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。

6番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計 9,770㎡について、新規の3年で、毎年12月31日支払、金納となっております。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、担当委員より報告をお願いします。

はじめに、議第1号1番の現地調査については、9番 佐藤一志委員より、報告をお願いします。

9番  
（佐藤一志委員）

冬季間のため確認ができませんでしたが、現地の営農状況に精通している方に聞き取りを行いました。

申請地の近くに本人の耕作している畑があり、その作業の合間に申請地の草刈りなどもしており、周辺農地に影響はない、とのことで確認をいたしました。

議長（高橋会長）

次に、2番の現地調査については、3番 高橋誠一委員より、報告をお願いします。

3番  
（高橋誠一委員）

1月20日に現地の調査を行いました。冬季間で雪があるため、現地に詳しい方から聞き取りを行いました。

▲▲については、年数回の草刈りということでした。▲▲については普通畑として使用しているとのことで、周辺農地に影響が無いことを確認いたしましたので、ご報告いたします。

議長（高橋会長）

次に、3番及び4番、5番の現地調査については、高橋茂推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

高橋茂推進委員よりお電話でご報告を頂戴しております。

3番の案件につきましては、全てが耕作されているとのことで、周辺の農家の方へ確認いただいたとのことです。

4番の案件につきましては、山の中で現地に入れなかったようでございますが、高橋茂推進委員の農地の近くにあるところでして、耕作していることを確認している、とのことです。

5番につきましては、▲▲南側のところになりまして、常に農作業に行く際に通る場所で、周辺農地に影響の無い場所であると確認した、とご報告をいただいております。

議長（高橋会長）

次に、6番の現地調査について、2番 黒澤ちよ子委員より、報告をお願いします。

2番

（黒澤ちよ子委員）

1月21日に確認をいたしまして、冬季間のため確認はできませんでしたが、現地の営農状況に精通している方に聞き取りを行いました。

申請地は、水田等減対策ということで、畑として耕作しているそうです。周辺農地に影響も無いとのことで確認をいたしました。

議長（高橋会長）

これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

8番

（安達芳紀委員）

3番の案件の■■■■■についてお聞きしたいのですが、規模拡大になっていますが、経営面積も無いので新規就農という形になるのかと思ったのですが、新規就農審査会という話は無かったのもう少し詳しく教えてください。

嶋貫農地係長

ただ今のご質問にお答えいたします。

■■■■■は■■■■■を運営している法人で、1,900㎡程農地をお持ちでいらっしゃいます。実際、事務所の隣にハウスをお持ちで、施設の利用者の方の就労支援という形で農作業をしているところです。現在、農福連携という事業の中で、福祉部門の方で農業に参入する動きもございまして、その流れの中で面積を増やしたいという意向でございます。

先ほど申し上げました例外規定の中で、許可できるということになっておりますので、あえて既存の経営面積を書かず横棒で消させていただいたところなんです。一般でいう下限面積の3,000㎡に満たない1,900㎡で、新規就農を経ないでも取得できるという例外規定の中での運用の記載をさせていただいたところでございます。

嶋貫農地係長 実際には現状1, 900㎡の中で耕作していらっしゃいますので、それより規模が増えるということで、申請事由を規模拡大として記載させていただきます。以上です。

議長（高橋会長） その他に質疑、意見はございませんか。  
…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………  
議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に日程第7 議第2号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第2号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、令和4年1月12日付け農第931号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、3件の所有権移転に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 ただ今提案されました、議第2号につきまして、ご説明を申し上げます。議案書は6ページからで、9ページにつきましては、総括表になります。ただいま差替えいただいた9ページをご覧ください。所有権移転が3件で畑5, 528㎡、樹園地3, 037㎡、合計8, 565㎡の計画面積となっております。  
10ページをご覧ください。所有権移転の申請3件につきまして、ご説明を申し上げます。  
はじめに、1番につきましては、■■■■から■■■■へ、▲▲字▲▲の現況樹園地 2, 099㎡ 外畑2筆 2, 709㎡ 合計4, 808㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

山内事務局長補佐

2番につきましては、■■■■から■■■■へ、▲▲字▲▲の現況樹園地 938㎡ 外畑1筆 1,183㎡ 合計2,121㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

次に、3番につきましては、■■■■から■■■■へ、▲▲字▲▲の現況畑 1,636㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。以上でございます。

議長（高橋会長）

これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議することといたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第8 議第3号「南陽の農業の振興に関する計画（南陽27号振興計画）に係る定期的な検証に対する意見決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第3号「南陽の農業の振興に関する計画（南陽27号振興計画）に係る定期的な検証に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年1月4日付け農第903号で、南陽市長から本委員会に対し、南陽27号振興計画において位置付けられた施設が、計画のとおりその効用を発揮しているか否かについて、意見を求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課 衣袋農政係長の補足説明を求めます。

農林課  
衣袋農政係長

南陽の農業の振興に関する計画、いわゆる27号計画につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号に基づき策定したもので、農業振興策として農用地以外の用に供する土地利用を定めた計画です。

農用地区域の農地は、原則転用不許可となりますが、当該計画に位置付けられた施設の用に供する場合は、農用地区域からの除外が可能、かつ、第1種農地であっても転用許可が可能となります。

本計画で定められた施設は農家住宅となります。経営農地の近くに住宅を整備することにより、効率的な農業経営を営むことができ、居住環境が向上することで次世代に向けた定住化を図ることを目的としています。

27号計画の要件として、当該計画に従って農業振興地域の特性に応じた農業の振興に図られているか否か、計画策定日から5年を経過するまで毎年検証を行う必要があります。今回の検証は4年度目となります。

令和3年12月22日に農林課職員による現地確認を実施したところ、事業計画どおりの住宅及び車庫兼作業小屋が建てられており、居住及び農業の用に供されていることを確認しました。

以上のことから、地域農業の振興に効用を発揮するため、一体で効率的な農業経営を図るとともに、居住環境が向上し次世代に向けた担い手の定住化が図られていると認めることについて、ご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第3号の現地調査について、7番 本間仁一委員より、報告をお願いします。

7番  
(本間仁一委員)

1月18日に私と渡部基司委員、安部事務局長、嶋貫農地係長の4名で27号計画の現地調査を行ってまいりました。

計画のとおり、農家住宅として利用されていたことをご報告いたします。以上です。

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、計画の検証結果を妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案については、計画の検証結果が妥当である旨の意見を付することに決しました。



議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和4年1月18日付け南農委告示第1号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（閉会：ときに午後1時52分）